

納税準備預金規定

1. (預金の目的、預入れ)

納税準備預金（以下「この預金」といいます。）は国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には振込金の入金記帳を取消します。

3. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で当金庫がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、信用金庫の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手をお渡ししますので、これにより納付してください。
- (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ書面による預金口座振替依頼の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでにこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年3月と9月の第2土曜日までの利息を店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえその翌営業日に、この預金に組入れます。なお、利率は当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。
- (3) 前2項の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

5. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は第5条第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。

- ② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第 6 条第 2 項の場合と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税はかかりません。

6. (規定内容の変更)

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

この預金には、本規定のほか、「普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」をご参照下さい。

以 上